

第4章 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育

第1 自分の希望する将来への道につながっていることを実感できる学びの実現

1 キャリア教育の推進

(1) 中学校における「職場体験活動」の実施

都内公立中学校、義務教育学校、中等教育学校の生徒を対象に、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、中学生の職場体験事業を実施している。

中学校第2学年の生徒が、学校を離れ、地域商店、地元企業、民間企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験している。

(2) インターンシップ事業の促進

平成18年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結し、平成19年度から、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を各都立高等学校等で実施している。

・令和6年度：第2580地区実施1校実施、第2750地区4校実施

(3) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）

（Ⅱ第1部第2章第2 70ページ参照）

(4) 企業・NPO等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施

都立高校生が、社会や職業について、実感を持って理解しながら、将来、社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度等を身に付けることができるようにするため、企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等との連携の下、学校ニーズに対応した多様な参加体験型の教育プログラムを、全ての普通科高等学校等で実施している。

・令和6年度実績

- ① 実施校数 151校
- ② 協力団体 69団体
- ③ 提示プログラム数194プログラム

(5) 総合学科高校におけるNPO等と連携した社会人基礎力向上事業の実施

都立総合学科高校の生徒に対し、実践的・体験的学習機会を提供するために、青少年支援に関する専門的知識や実社会での多様な経験を有するNPO等と連携して、高校生の社会貢献意識を高めるとともに、地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な社会人基礎力（「前に踏み出す力」、「考え抜く力」及び「チームで働く力」）を育成している。

- ・令和6年度実績
 - ① 実施校数 2校
 - ② 協力団体 2団体

2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

平成28年度から、全ての都立高等学校及び都立中等教育学校において、平成27年度まで実施してきた教科「奉仕」を発展させて、人間としての在り方生き方に関する東京都独自の教科「人間と社会」を設置している。

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標として、演習や体験活動を取り入れ、道徳教育とキャリア教育を一体的に学習している。また、学習指導要領改訂の改訂を踏まえて、教科書を改訂し、道徳教育とキャリア教育の内容を一体的に学習することに、「探究に至るプロセス」を加え、学習することとした。体験活動では、奉仕体験活動に加え、インターンシップ等を行うことにしている。



3 知的障害特別支援学校における職業教育の充実

(1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開

知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科を5校開校し、ビルクリーニングやロジスティクス等の各コースにおいて、企業OB等の民間の専門技術者を講師に招き、専門的な校内実習を実施するとともに、就業体験（インターンシップ）や現場実習を積極的に行い、十分な企業経験を積むために教育を実施するなど、民間や関係機関と連携した就労支援や職場定着支援の充実に努めてきた。こうした取組の成果もあり、就業技術科の卒業生は9割を超える高い企業就労率を達成している。

また、就業技術科設置校5校の開校や、普通科における教育課程の類型化、教育内容・方法の充実、清掃や喫茶に関する技能検定の実施や、就労支援アドバイザーを活用した就労支援体制の整備などの様々な実績を踏まえ、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を都立特別支援学校7校に設置した。このほか、令和10年度開校予定の北多摩地区特別支援学校（仮称）への設置に向けた調整を進め、計8校

に職能開発科を設置する。

4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

ア 教員の魅力を伝えるセミナーや大学見学会を含めた特別セミナーの実施

イ 教職大学院生による専門教科・科目のワークショップへの参加

ウ 教員養成分野における専門的な講義や研究活動を実施

エ 学習ボランティアのスタッフとして教員体験

地元の小学校で、放課後の学習ボランティアのスタッフとして参加し、児童への指導を体験するとともに、大学院生が指導・助言を行う。

第2 SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成

1 主権者として社会に参画する能力の育成

(1) 全都立学校への全国紙等の配布

公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断する力を育成することを目的として、全ての都立高等学校及び中等教育学校の学校図書館等の生徒及び教職員が閲覧できる場所に、新聞及び関連図書を配置している。

(2) 主権者意識の醸成

平成28年6月に、選挙権年齢を満18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が施行されたことを契機に、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、これまで以上に求められている。都立高等学校等において、次の取組を行った。

ア 教材等の作成及び配布

(ア) 生徒用副教材「有権者になることについて考えてみよう！」の作成・配布

国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等に基づき、違法な選挙運動を行うことがないようにするための公職選挙法・選挙制度の理解促進や、現実の具体的な政治的事象を取り扱うことによる政治的教養の育成に重点を置いた副教材を、全都立高校生に配布した。

(イ) リーフレット「民主主義ってなんだろう？」の作成・配布

議会制民主主義の確立の背景や経緯等について体系的に理解するとともに、法による支配、国民主権、権力分立等民主主義の基本原則について深く学ぶための導入教材を、全都立高校生に配布した。

(ウ) 授業における主権者教育の展開

人間としての在り方生き方に関する、都立高等学校における都独自の教科「人間と社会」において、主権者としての自覚に関する議論やケーススタディを展開した。

(エ) 選挙に対する意識の啓発

都立高校生の選挙の投票に対する意識を啓発するとともに、公職選挙法に対する理解を深めるため、選挙啓発カードを作成し、紙媒体及び電子媒体にて全ての都立高校生に配布した。

公職選挙法に抵触する事例を基に、全ての生徒に、主な選挙期間中の禁止事項について考えさせるとともに、投票するまでの流れについて確認させた。

2 環境教育の推進

(1) カーボンハーフスタイル推進事業

近年の環境課題について取り上げた掲示資料・ワークシート・指導資料・動画等の

教材を作成するとともに、環境教育ポータルに掲載し、児童・生徒の環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

3 共生社会の形成

(1) パラスポーツ指導者講習会の実施

障害者理解を一層充実させるため、平成28年度から、教員がパラスポーツを体験するとともに、歴史・意義・ルール・指導法等を学び、学校の教育活動において指導を行うことができる資質・能力を身に付けるための講習会を実施している。

令和4年度は、2回（55名が受講）実施した。

(2) オリパラ次期開催国への訪問

多文化共生社会の実現に向けた意識を醸成するため、令和6年11月12日から11月16日まで、都立高校生等40名をパリに派遣した。

ア 事前研修の実施

イ パリ訪問プログラムの実施

ウ 事後研修の実施